

水洗化のてびき

—げすいどう めぐりめぐって またあおう!—

令和4年度下水道推進標語



柏市

はじめに

下水道は、生活環境の改善、川や海の水質保全、浸水の防除等、快適な暮らしを守る大切な施設です。柏市の下水道事業は、昭和35年に着手して以来、積極的に整備を進めてきました。

このように、長い年月と多額の費用を費やして整備した下水道も、皆さまに下水道に接続し利用していただけないとその役割を果たすことができません。この『水洗化のてびき』は、水洗化（排水設備）工事の内容や市の貸付制度、下水道使用料を紹介するとともに、快適に下水道を使っていただくための注意点等についても説明してあります。是非ご活用ください。

水洗化（排水設備）工事とは、トイレや台所、洗たく、お風呂等の水を下水道に流すための下水管やますを設置したり、くみ取り便所や浄化槽から下水道に切り替える工事のことを言うんだよ。



柏市下水道キャラクター
れんご
蓮子ちゃん

もくじ

処理区域内の方へ

- ①下水道が整備されたら必ず水洗化を 2

水洗化（排水設備）工事をご検討の方へ

- ②水洗化（排水設備）工事にあたって 3
- ③水洗便所改造資金貸付制度 6

下水道に伴う使用料・負担金について

- ④下水道使用料 7
- ⑤公共下水道事業受益者負担金制度 8

下水道に関する維持管理について

- ⑥皆さまの管理部分と市の管理部分 9
- ⑦皆さままでできる簡単な点検と維持管理 10

Q&A

- ⑧よくある質問 11

① 下水道が整備されたら必ず水洗化を

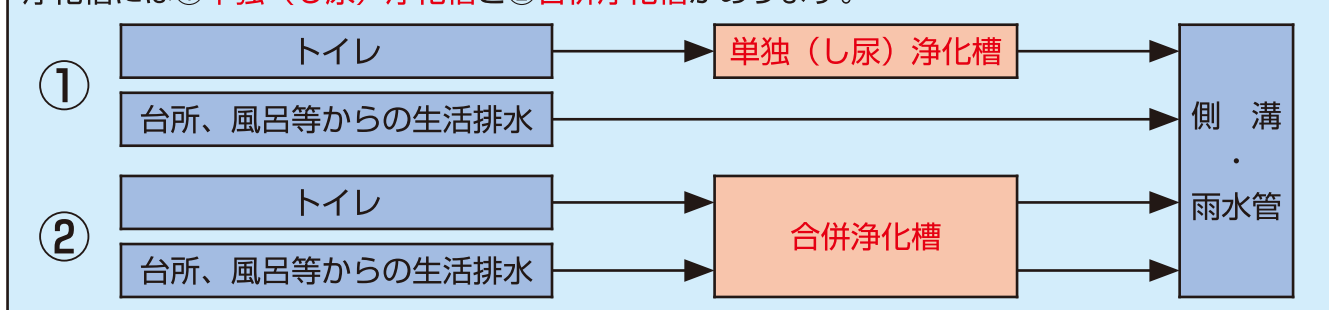
下水道が整備され、「処理区域」になった地域の土地所有者や建物所有者は、汚水本管に接続するための排水設備を遅滞なく設置しなければなりません（下水道法第10条）。「処理区域」になった地域の方は、次のとおり、下水道につなぐ工事をお願いします。

・現在、くみ取り便所を使用されている方へ
「処理区域」になってから**3年以内**に水洗便所に改造し、汚水本管に接続してください。

・現在、浄化槽を使用されている方へ
「処理区域」になってから**1年**を目安に浄化槽を廃止し、直接放流のための工事をしてください。

※現在、台所、洗たく、風呂等の生活排水を側溝や水路等に流している場合も汚水本管へ流すように排水設備を設置してください。

浄化槽には①**単独（し尿）浄化槽**と②**合併浄化槽**があります。



水洗化することによって

1. 側溝がきれいになり、ハエや蚊などもいなくなって清潔になります。
2. くみ取り便所からの嫌な臭いがなくなります。
3. 浄化槽の薬品代、清掃代がいらなくなります。

（参考）浄化槽と下水道の1年間に負担する経費を比較すると…

	計	内 訳
浄化槽の維持管理費の例 （処理水のBODが20mg/L以下：5人槽の場合）	59,000円	清 掃 : 25,000円
		保守点検 : 18,000円
		電 気 代 : 11,000円
		法定検査 : 5,000円
下水道使用料の例 （2か月あたり56m ³ の場合）	42,648円	7,108円(2か月分)×6回
差 額	16,352円	

（出典）環境省『平成21年度 浄化槽の維持管理費用に関する調査報告書』

※上記の費用はあくまで目安です。浄化槽の維持管理費は、処理方式や大きさ、立地条件等、管理の内容によって様々です。また、下水道使用料は、水道水利用の場合、水道の使用量に応じて費用が異なります。

②水洗化（排水設備）工事にあたって

1. 水洗化（排水設備）工事を申し込むときの注意

①水洗化（排水設備）工事の申込みは、必ず柏市排水設備指定工事店で

水洗化（排水設備）工事は柏市排水設備指定工事店（291店・令和4年6月1日現在）でないとできません。（柏市下水道条例第7条）。

申込み先は、柏市排水設備指定工事店名簿の中から業者を選定し、直接申し込んでください。名簿は柏市ホームページ、または給排水課窓口で配布しております。

※柏市排水設備指定工事店以外が工事したものについては、工事完了後の市の検査が受けられません。また、この工事は無効となり、やり直していただくようになりますのでご注意ください。



②水洗化（排水設備）工事は、皆さまと柏市排水設備指定工事店の間で行うものです

水洗化（排水設備）工事は、柏市排水設備指定工事店と十分に話し合って、見積書や必要書類なども確かめてから契約してください。なお、市に対する申請等の手続きは柏市排水設備指定工事店が代行します。

※工場、病院、ガソリンスタンド等は、特定施設の届出が必要な場合があります。また、下水道の水質基準を超えるおそれがある場合、基準を守るための何らかの措置をとる必要があります。その際、除害施設を設置する場合は届出が必要です。あらかじめ給排水課にご相談ください。

③水洗化（排水設備）工事は、事前に市への申請が必要です

水洗化（排水設備）工事をする時は、事前に市へ申請書の提出が必要です。この申請書の作成は柏市排水設備指定工事店がお手伝いしますが、書類に署名捺印する際は、内容をよく確認してください。

着工前に市への申請が必要だよ！

2. くみ取り便所、浄化槽を廃止するときの手続きについて

①くみ取りが不要になった場合

環境サービス課（04-7167-1139）に申請（連絡）してください。

※廃止の手続きを行わないと、不要な手数料がかかることがあります。

②浄化槽を廃止した場合

環境政策課（04-7167-1695）へ届け出てください。



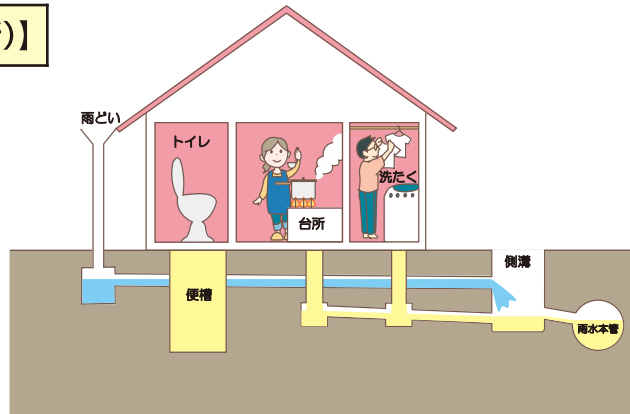
※ご不明な点は各担当部署にご連絡ください。

3. 水洗化（排水設備）工事の内容

家庭のトイレや台所、洗たく、風呂等の生活排水、いわゆる汚水を、公共污水ますを通じて汚水本管に接続していただきます。また、雨水は汚水本管に接続できませんので、宅地内で浸透させるか、側溝等に排出することになります。

水洗化（排水設備）工事には、下水道を快適にご使用いただくために種々の基準を設けています。標準的な工事の施工は、下図のようになりますが、土地の形態や家屋の水まわりなどによって異なります。

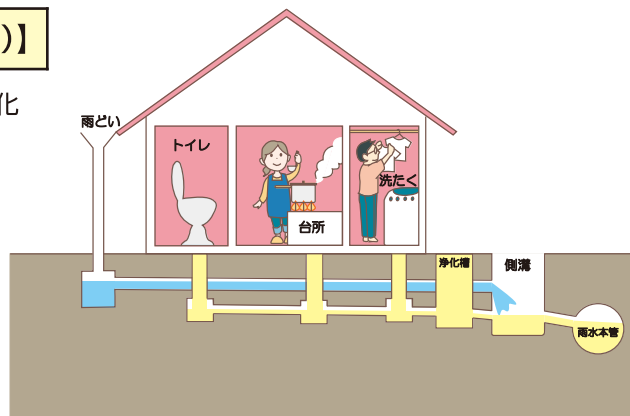
【現状（くみ取り便所）】



くみ取り便所は、処理区域になってから3年以内に水洗便所に改造し、汚水本管に接続してください。

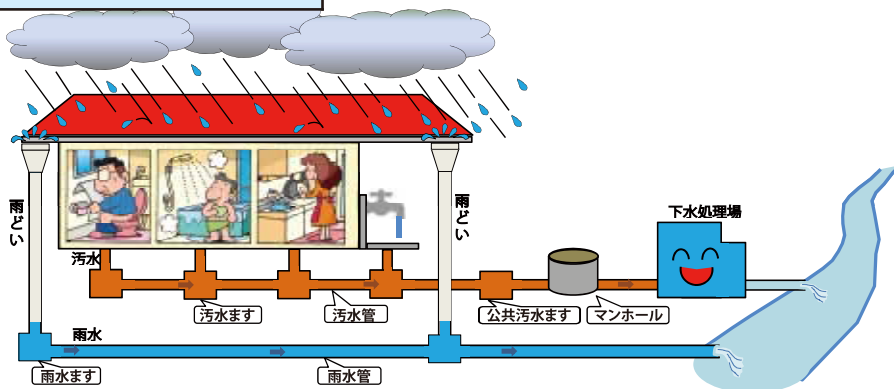
【現状（浄化槽）】

※右のイラストは、合併浄化槽の例です。



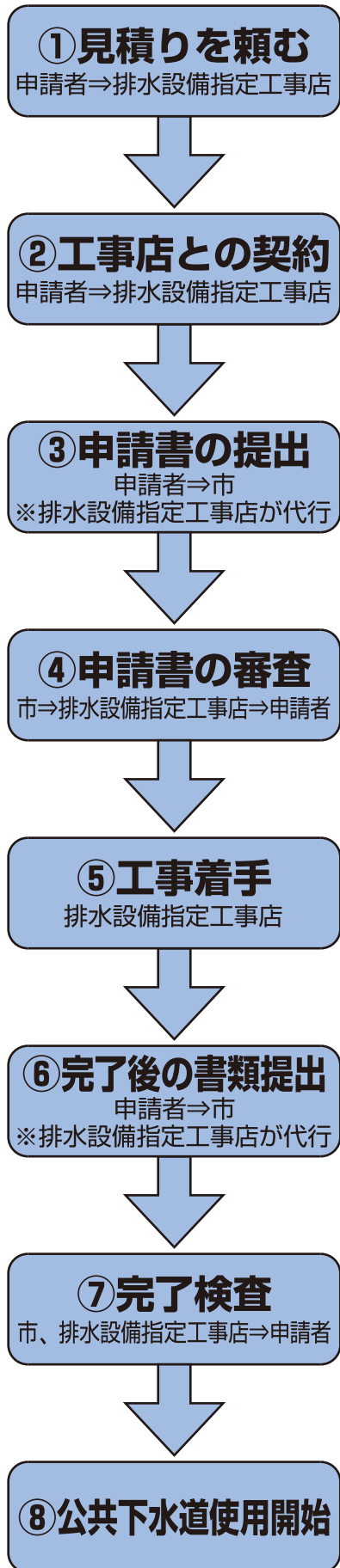
浄化槽は、処理区域になってから1年を目安に廃止し、直接放流のための工事をしてください。

【水洗化（排水設備）工事後】



台所、洗たく、風呂等の生活排水も排水設備を設置し汚水本管へ流してください。

4. 水洗化（排水設備）工事の手順



柏市排水設備指定工事店に、工事の見積りを依頼してください。見積りの内容については十分に説明を受けてください。

柏市排水設備指定工事店と工事契約を結びます。水洗便所改造資金貸付制度（6ページ参照）を利用する場合は、契約前に柏市排水設備指定工事店に伝えてください。



排水設備計画確認申請書を給排水課に提出してください。

市の施工基準に適合しているか、申請書の内容を確認します。内容を審査後、問題がなければ、排水設備計画確認通知書をお渡しします。



工事期間は、一般住宅の場合、1～2日です。（そのうちトイレを使用できないのは、約半日程度です。）

排水設備工事検査願、排水設備工事完了届、公共下水道使用開始等届を提出します。



柏市排水設備指定工事店立会いで市の職員が完了検査を実施します。検査に合格しますと、右の検査済証を玄関等に貼付いたします。



2か月に一度、下水道使用料を納付していただきます。（詳細は8ページ参照）

③水洗便所改造資金貸付制度

柏市では、少しでも早く水洗化が図れるように、水洗化(排水設備)工事をする皆さまに無利子で改造資金の貸付を行っています。ご利用になられる場合は、工事の見積りの時に柏市排水設備指定工事店へお伝えください。

貸付の対象	貸付金額	利息	償還方法
既設のくみ取り便所を水洗便所に改造して、公共下水道に接続する工事	50万円以内	なし	50か月以内の月賦償還 (1回10,000円)
既設の浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する工事	30万円以内	なし	30か月以内の月賦償還 (1回10,000円)

1. 貸付を受けることができる方

- ・処理区域内にある家屋の所有者または占有者（水洗化の改造について所有者の同意を得た場合に限る）であること。
- ・市税及び公共下水道事業受益者負担金、下水道使用料を滞納していないこと。
- ・貸付を受けた資金の償還能力を有すること。
- ・確実な連帯保証人がいること。

2. 連帯保証人の資格

- ・満20歳以上であること。
- ・一定の職業を有し、かつ独立の生計を営んでいること。
- ・市町村税及び特別区民税を滞納していないこと。

3. 貸付金の申請について

改造資金の貸付を受けたい場合は、水洗便所改造資金借入申請書に下記の書類を添付して申請していただきます。（排水設備計画確認申請書と同時に提出します。）

- ・申請人 前年度分市税の納税証明書
- ・連帯保証人 住民票と前年度分市町村税、又は特別区民税の納税(非課税)証明書
- ・排水設備工事見積書

4. 貸付金の交付について

貸付金は、工事完了検査時にお渡しする水洗便所改造資金貸付金借用書等を料金課窓口へ提出された後、3週間程度で各自の銀行口座に振込まれます。

④ 下水道使用料

下水道使用料は、家庭や事業所等から出た汚水を処理場まで流すための下水道管等の建設や維持管理、汚水を浄化するための費用に充てられます。

下水道へ接続されると、2か月に1度下水道使用料を納付していただきます。

1. 下水道使用料の納付について

・水道水を使用の場合

水道料金と同時に納付していただきます。納入の方法には口座振替と納入通知書による納付があります。すでに水道料金を口座振替している方は、下水道使用料も自動的に口座振替となります。

・井戸水を使用の場合

口座振替又は納入通知書により納付していただきます。

2. 下水道使用開始の手続きについて

水洗化（排水設備）工事後、下水道使用開始の手続きが必要になります。手続きについては、工事を行った柏市排水設備指定工事店が代行します。

3. 下水道使用の登録内容変更の手続きについて

	水道水使用の場合	井戸水使用の場合
名義・使用人数の変更	柏市上下水道局料金センターで上下水道合わせたお手続きができます。(04-7166-2191)にご連絡ください。	柏市下水道使用料お客様センター(04-7168-1820)にご連絡ください。
納付方法の変更		
休止・廃止		

※変更及び休止・廃止の連絡がない場合は、継続して使用料が賦課されますのでご注意ください。

各申請書は柏市ホームページからダウンロードできるよ。



4. 下水道使用料早見表

①水道水使用の場合の2か月分使用料早見表

※消費税込み

水量(m ³)	使用料(円)	水量(m ³)	使用料(円)	水量(m ³)	使用料(円)	水量(m ³)	使用料(円)
0	1,194	15	1,953	30	3,460	45	5,462
1	1,245	16	2,004	31	3,586	46	5,612
2	1,295	17	2,054	32	3,711	47	5,761
3	1,346	18	2,105	33	3,836	48	5,911
4	1,397	19	2,156	34	3,962	49	6,061
5	1,447	20	2,206	35	4,087	50	6,210
6	1,498	21	2,332	36	4,213	51	6,360
7	1,548	22	2,457	37	4,338	52	6,509
8	1,599	23	2,582	38	4,463	53	6,659
9	1,650	24	2,708	39	4,589	54	6,809
10	1,700	25	2,833	40	4,714	55	6,958
11	1,751	26	2,959	41	4,864	56	7,108
12	1,801	27	3,084	42	5,013	57	7,257
13	1,852	28	3,209	43	5,163	58	7,407
14	1,903	29	3,335	44	5,313	59	7,557

②井戸水使用の場合の2か月分使用料早見表

※消費税込み

世帯人数等		使用料(円)
一般家庭	1人世帯 (20m ³ と認定)	2,206
	2人世帯 (32m ³ と認定)	3,711
	3人世帯 (44m ³ と認定)	5,313
	4人世帯以上 (56m ³ と認定)	7,108
事業所による井戸水使用		水道水による汚水区分と同じ (※)

※事業所については、メーターをもとに料金を算出します。なお、メーターについては、各事業所で設置していただきます。

⑤公共下水道事業受益者負担金制度

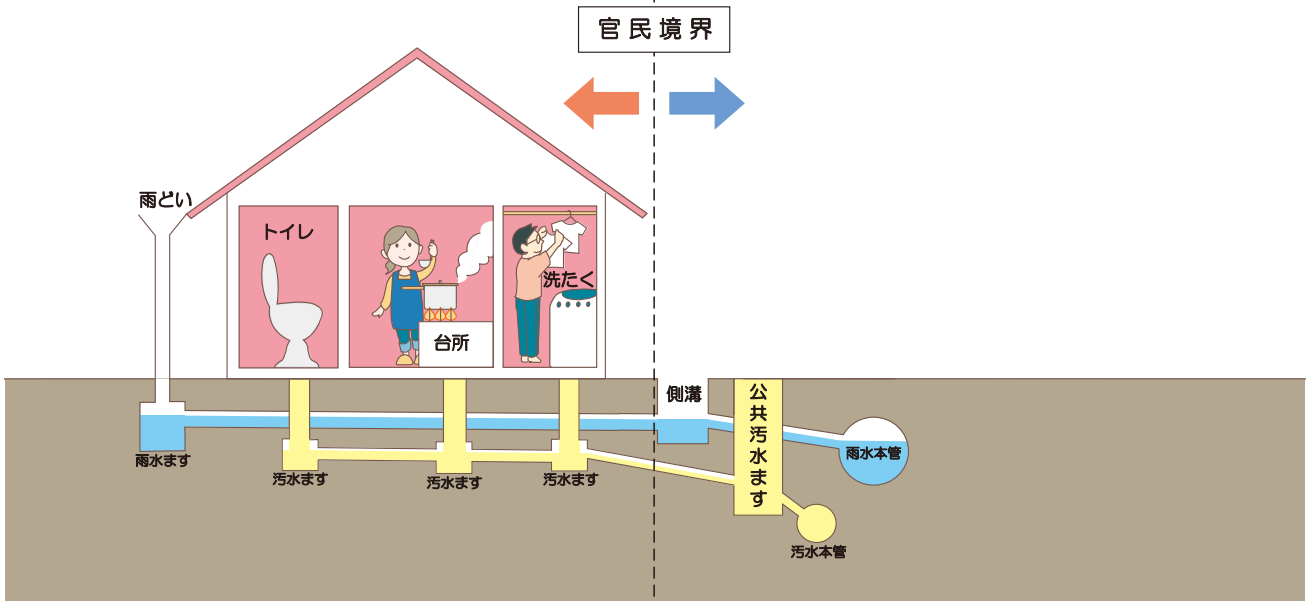
下水道が整備されると、生活環境が良くなり、自然環境の維持保全にも役立ちます。しかし、誰でも利用できる公園や道路と異なり、下水道は整備された区域の人しか利用できません。そこで、下水道が整備された区域の方々に、下水道の建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

※受益者負担金は、対象の土地に対し一度だけ賦課されます。
詳しくは料金課 (04-7167-1409) までご連絡ください。



⑥ 皆さまの管理部分と市の管理部分

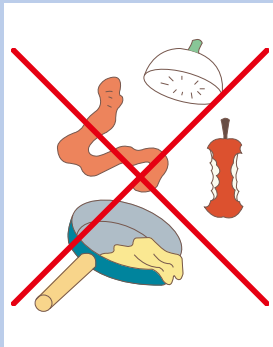
皆さまが管理する部分（排水設備）	市が管理する部分（公共下水道）
<p>皆さまが設置した排水設備（敷地内の下水管や水洗便所等）の故障は、排水設備指定工事店、または柏市管工事協同組合修理センター（04-7146-9900）へ連絡してください。修理費用は皆さまのご負担となります。</p>	<p>市が設置した下水道（污水本管や公共污水ます、取付管）の故障は、下水道工務課（04-7167-1429）に連絡してください。</p>



下水道を正しく大切に使用してください

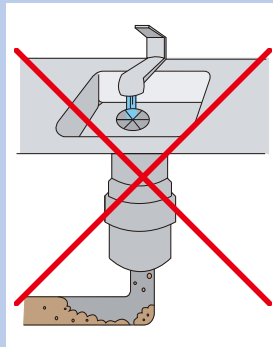
台所に油や野菜くずを流さないで

食用油や野菜くずを流すと下水管が詰まったり悪臭が発生したりする原因になります。食用油は使用済みのキッチンペーパーや新聞紙などに染み込ませるか、固化剤で固めて可燃ごみとして処理してください。



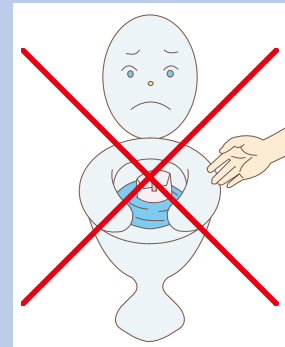
ディスポーザ（単体）は設置しないで

ディスポーザは市の認定するもの以外の製品を使用すると、粉碎されたものが直接下水管へ流入するため、下水管が詰まったり、悪臭が発生したりするほか、流末の下水道処理施設に悪影響を及ぼします。



トイレに紙おむつや生理用品を流さないで

トイレットペーパーやトイレに流せる表示のある紙以外は使わないようにしましょう。水に溶けないティッシュペーパーや紙おむつ、生理用品などは下水管の詰まりの原因となりますので絶対流さないでください。



⑦ 皆さままでできる簡単な点検と維持管理

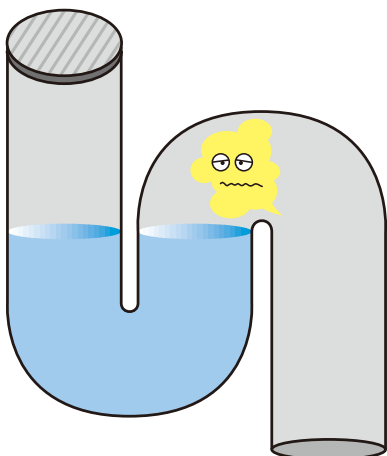
排水口が詰まっているとき

点検箇所	点検箇所の状態	処理の仕方
①排水口	汚水が流れないとき	排水口の近くで詰まっていることがあります。市販のラバーカップなどで詰まりを取り除いてください。
②汚水ます (敷地内)	汚水が詰まって流れないとき	排水設備指定工事店、または柏市管工事協同組合修理センター(04-7146-9900)へ連絡して修理してください。(有料)
	汚水がたまっているとき	公共汚水ますが詰まっている場合がありますので、下水道工務課(04-7167-1429)に連絡してください。

悪臭がするとき

	点検箇所	点検箇所の状態	処理の仕方
台所・風呂場の悪臭	トラップ	トラップの中にゴミが溜まっているとき	トラップますの中にゴミが溜まると悪臭がします。定期的に清掃をしてください。

トラップって何？



トラップとは、水を溜めて、悪臭や害虫が室内に入るのを防ぐものだよ。



⑧ よくある質問

水洗化（排水設備）工事について

Q. いつまでに水洗化（排水設備）工事をすればいいのですか。

A. 下水道が整備され「処理区域」になってから、下記の期間内となっております。なお、「処理区域」になってから1年経過しても水洗化（排水設備）工事がなされない場合、市から未接続者に対して水洗化指導（普及員による戸別訪問等）を行っています。

- ・くみ取り便所を使用の場合：3年以内
- ・浄化槽を使用の場合：1年くらい

（参照：2ページ）

Q. 水洗化（排水設備）工事を頼むときはどうしたらいいのですか。

A. 柏市排水設備指定工事店に工事を依頼してください。見積りは、数社からとり、十分検討し、納得されてから契約を行ってください。（参照：3ページ）

Q. 市で柏市排水設備指定工事店を斡旋・紹介はしてくれるのですか。

A. 市では、公正・公平な立場から、特定の工事店の斡旋・紹介を行っていません。近隣の方や水洗化（排水設備）工事をされた方、また信頼のおける建築業者等に相談するののも一つの方法です。

Q. 水洗化（排水設備）工事の費用はどのくらいかかりますか。

A. 工事費用は、家屋の大きさや間取り、敷地内の下水管の距離や深さ、工事の難易度によって異なります。一応の目安として、くみ取り便所の場合はおよそ40万円から50万円、浄化槽の場合は20万円から30万円くらいです。必ず、事前に見積りを取り、ご納得されてから契約してください。

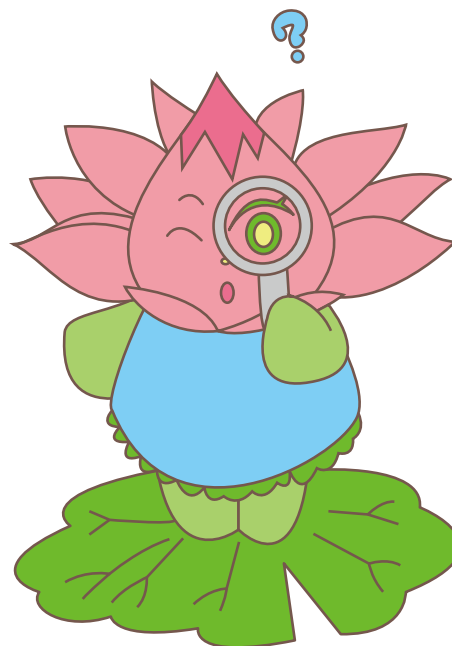
Q. 現在、使用している浄化槽は、水洗化（排水設備）工事後はどのようにしたらいいですか。

A. 浄化槽は原則撤去してください。その際は、廃棄物として適正に処理してください。

Q. 水洗化（排水設備）工事の費用を一度に負担できないのですが、何か方法はありますか。

A. くみ取り便所や浄化槽から公共下水道に切り替える工事の場合、一度に負担することが困難な方のために、無利子での貸付制度があります。

（参照：6ページ）



下水道使用料について

Q. 水道水を使用していますが、下水道使用料はどのように計算されるのですか。

A. 水道水の使用水量を汚水の排水量として、下水道使用料を計算します。

(参照：7～8ページ)

Q. 井戸水を使用していますが、下水道使用料はどのように計算されるのですか。

A. 一般家庭の場合、世帯人数による認定水量で下水道使用料を計算します。人数が変わった場合は、必ず料金課へ届け出てください。

(参照：7～8ページ)

下水道の維持管理について

Q. 敷地内の下水管が詰まったとき、どのようにすればいいのですか。

A. 敷地内の下水管が詰まったときは、詰まった場所と状態を確認して、次のようにしてください。また、10ページに皆さままでできる簡単な点検と維持管理を紹介しているので、ご参考にしてください。

①敷地内（公共汚水ますまで）

敷地内の下水管の管理者は個人になります。下水管やます等の排水設備が詰まったときは、排水設備指定工事店、または柏市管工事協同組合修理センター（04-7146-9900）へ連絡してください。

②公共汚水ますから道路まで

下水道工務課（04-7167-1429）に、ご連絡をお願いいたします。

(参照：9～10ページ)

Q. 道路上の下水道のマンホールが壊れているときはどうすればいいですか。

A. 道路上の下水道のマンホールが壊れていたり、マンホールから下水があふれているとき等は、下水道工務課（04-7167-1429）にご連絡をお願いいたします。

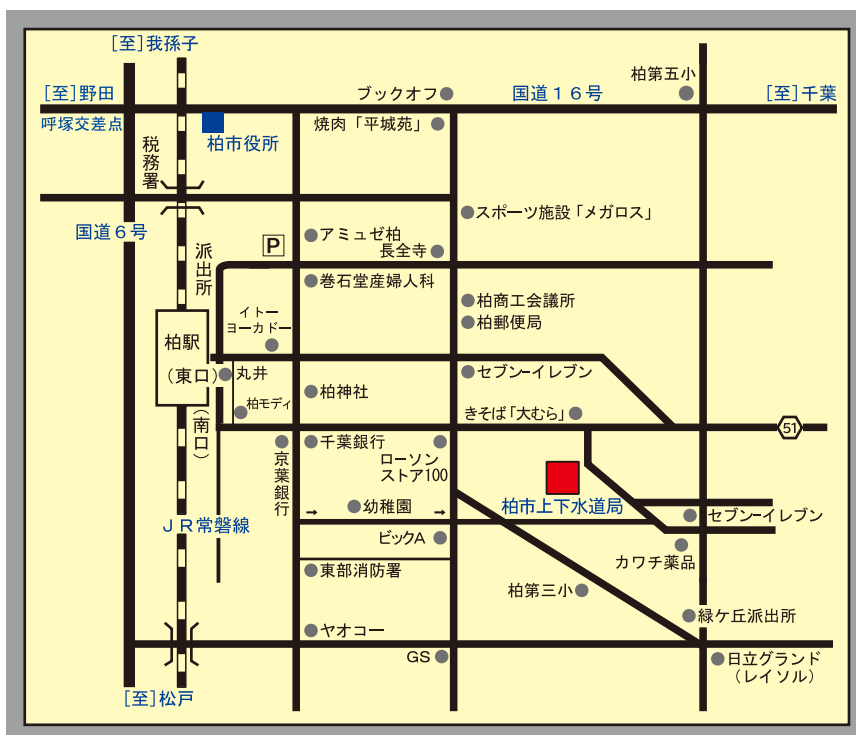


●下水道に関するお問い合わせ●

お問い合わせ内容	担当部署	電話番号
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道経営、財政に関すること ・下水道の計画に関すること ・下水道に係る私道の承諾に関すること 	経営企画課	04-7136-2339(直)
<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業受益者負担金に関すること ・水洗便所改造資金貸付等に関すること ・下水道使用料に関すること 	料金課	04-7167-1409(直)
<ul style="list-style-type: none"> ・水洗化普及に関すること ・排水設備工事、排水設備指定工事店に関すること 	給排水課	04-7167-1434(直)
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道用地取得、借地に関すること ・下水道に係る新設、改良工事に関すること ・下水道の維持管理に関すること ・下水道の接続等に関すること ・公共汚水ますの設置に関すること ・開発行為等の下水道に係わる協議に関すること 	下水道工務課	04-7167-1429(直)

雨水排水については河川排水課 04 - 7167 - 1401 (直) へお問い合わせください。

柏市上下水道局案内図



※柏駅東口から、徒歩で10～15分(約900m)程度です。

【柏市上下水道局】

〒277-0025 柏市千代田1-2-32

TEL: 04-7166-2191

FAX: 04-7167-1165

さらに詳しく知りたい方は柏市のホームページ (<https://www.city.kashiwa.lg.jp>) から各課のページをご覧ください。